

## 国際獣疫事務局（OIE）などによる飼料に関する国際基準

誌名	獣医疫学雑誌
ISSN	13432583
著者名	杉浦,勝明
発行元	獣医疫学会
巻/号	13巻2号
掲載ページ	p. 130-132
発行年月	2009年12月

農林水産省 農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター  
Tsukuba Business-Academia Cooperation Support Center, Agriculture, Forestry and Fisheries Research Council  
Secretariat



## 国際獣疫事務局 (OIE) などによる飼料に関する国際基準

杉浦勝明\*

独立行政法人農林水産消費安全技術センター

飼料の安全性を脅かす危害要因 (ハザード) には、ダイオキシン、カビ毒、重金属、有害微生物などがある。近年、食品安全に対する消費者の関心が高まる中、ベルギーなどでの飼料のダイオキシン類汚染に起因する汚染鶏肉などの流通 (1999年)、中国産の小麦グルテン、乳製品などの飼料原料へのメラミン混入 (2007年)、養殖水産動物用飼料へのマラカイトグリーン汚染 (2006年) など飼料の汚染などを原因とする食の安全を脅かす事故・事件が相継いで発生し、飼料の安全性に対する関心が高まっている。このようなハザードから飼料及び飼料原料の安全を守るため、2004年にコーデックスの適正動物飼養規範が策定され、2009年5月に国際獣疫事務局 (OIE) の陸生動物衛生コードに新たな章「飼料中における動物衛生及び公衆衛生上重要なハザードの防止のためのガイドライン」が設けられた。

### 1. コーデックス適正動物飼養規範

コーデックス委員会は、1962年にWHOとFAOにより設立された政府間機関であり、食品の基準・規格の作成を通じて、消費者の健康を守り、食品の国際取引を促進することを目的として活動している。コーデックス委員会は、1995年以降世界貿易機関 (WHO) の衛生検疫措置の適用に関する協定 (SPS協定) により食品安全の国際基準作成機関として位置づけられている。

1999年7月の第23回コーデックス委員会総会において動物飼養に関する特別部会 (CTAF) が設置された。CTAFにより適正動物飼養規範 (Code of Practice on Good Animal Feeding) が作成され、2004年コーデックス委員会で採択された (CAC 2004)。

この適正動物飼養規範は、農場レベルでの動物の適正飼養規範を確保するとともに、飼料の製造、流通などの各

段階で適正製造規範 (GMP) を確保することにより、生産される畜産物の安全を確保することを目的としている。図1にその構成を示した。

一般原則及び要件として、飼料原料の調達、飼料及び飼料原料の表示、トレサビリティ、検査分析、ハザードの管理の基本的な考え方を定めている。飼料及び飼料原料の製造などにおいては、GMP及び可能な場合には危害分析重要管理点 (HACCP) に基づいてハザードの管理がなさ

#### 第1項 序章

#### 第2項 目的及び範囲

#### 第3項 定義

#### 第4項 一般原則及び要件

- 飼料原料
- 表示
- 飼料及び飼料原料のトレサビリティ及び帳簿管理
- 検査及び管理手続き
- 飼料の安全に係るハザード

#### 第5項 飼料及び飼料原料の製造、加工、保管、輸送及び販売

- 施設
- 搬入、保管及び輸送
- 職員の研修
- 衛生及び害虫防除
- 設備管理
- 製造管理
- 回収

#### 第6項 飼料及び飼料原料の農場での製造及び使用

- 飼料の農場生産
- 農場での飼料の製造
- 適正動物飼養規範
- 畜舎での飼養及び集約的飼養
- 養殖

#### 第7項 サンプリング及び分析の方法

- サンプリング
- 分析

図1 コーデックス適正動物飼養規範の構成

連絡先：杉浦勝明\*

独立行政法人農林水産消費安全技術センター  
 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1  
 Tel : 048-600-2369 ; Fax : 048-600-2372  
 E-mail : katsuaki\_sugiura@nm.famic.go.jp

れるべきとし、その適用対象として、機器・設備、搬入・保管・輸送、職員の研修、衛生管理・害虫防除、機械の点検維持、製造管理ならびに回収の具体的手続きについて記載している。また、農場での飼料生産にあたっては、適正農業規範 (GAP) の適用、農場での飼料製造及び動物飼養にあたっての注意点などを記載している。さらに、飼料及び飼料原料のサンプリング及び分析の原則を定めている。

CTAF は、適正動物飼養規範の採択とともに 2004 年に一旦解散されたが、現在、新たな国際ルール作り、飼料のハザードの優先順位付け、国際的なアラートシステムの開発などに向けてタスクフォースの再開が検討されている。

## 2. OIE 陸生動物衛生コード

OIE は、1924 年に国際協定により設立された動物衛生に関する国際機関である。① 動物疾病の発生に関する情報収集と提供、② 動物防疫に関する国際協力の推進、科学的情報の普及、③ 動物の疾病や人獣共通感染症が国際的に広がるのを防止する観点から動物・畜産物の国際取引に適用される基準の設定などを目的として活動している。OIE は、コーデックス委員会と同様、SPS 協定により動物衛生及び人獣共通感染症に関する国際基準を設定する機関として指定されている。

OIE は、飼料や飼料原料についても病原体の侵入経路の 1 つとして位置づけ、必要に応じ基準を設定してきた。たとえば、BSE の伝播を防止するためその媒体となる肉骨粉の国際取引を規制する基準を設定している (OIE 2008a)。最近では清浄地域を国単位とする考え方からゾーニング<sup>1)</sup>やコンパートメンタライゼーション<sup>2)</sup>のアプローチを導入するにあたって、動物の疾病の病原体の侵入経路としての飼料の位置づけが重要となっている。

このように OIE にとって、飼料はもっぱら口蹄疫、鳥インフルエンザ、豚コレラなどの動物の疾病の病原体の媒体としての位置づけであったが、2002 年以降食品安全に関するワーキング・グループ (Working Group on Animal Production Food Safety, APFSWG) が常設され、動物の疾病だけでなく、食品安全の観点から飼料の安全確保の問題に取り組んできた。2006 年以降、APFSWG の協力を得て、陸生動物衛生コード委員会により「飼料中における動物衛生及び公衆衛生上重要なハザードの防止のためのガイドライン」案が作成され、2009 年 5 月総会で採択され、陸生動物衛生コードに新たな章として追加された。

この章は、動物衛生の観点から動物飼養の指針を示すものであり、主に食品安全の観点から飼料の取扱や動物飼養の方法を規定したコーデックスの適正規範を補完する内容となっている。流通飼料及び農場産飼料の生産及

### 第 1 条 序章

### 第 2 条 目的及び範囲

### 第 3 条 定義

### 第 4 条 一般原則

1. 役割及び責任
2. 公的安全基準
3. リスクアナリシス
4. 適正規範
5. 地理的及び環境的配慮
6. ゾーニング及びコンパートメンタライゼーション
7. サンプリング及び分析
8. 表示
9. 検査プログラムの設計及び管理
10. 保証及び証明
11. 飼料に関するハザード
12. 汚染
13. 抗菌性物質への耐性
14. 情報管理

図 2 国際獣疫事務局 (OIE) 陸生動物衛生コード 第 6. 3. 章「飼料中における動物衛生及び公衆衛生上重要なハザードの防止」の構成

び使用にあたっての望ましい方法を適用することにより動物衛生及び公衆衛生上のハザードを防止することを目的としている。その構成は、図 2 のとおりである。

第 1 条「序章」、第 2 条「目的」及び第 3 条「定義」に続く第 4 条「一般原則」では、担当部局 (Competent Authority) 及び関係者の役割などが定められている (図 2)。すなわち、

- ① 担当部局は、飼料の公的基準を作るとともに、飼料が公的基準を満たしていることを確保する。また、関係者から情報や協力が得られるよう規則を作ることができる。
- ② 飼料の製造者及び使用者は公的基準を満たした製品を製造・使用する責任を負うとともに、基準を満たさない製品の追跡及び回収ができるよう緊急時対応要領を作成する。
- ③ 製造、保管などに携わる職員は十分に訓練され、危害防止における自分の役割を認識していなければならない。
- ④ 飼料の規制の枠組みは、国際的に認められたリスクアナリシスの原則や規範に基づいて作成する。
- ⑤ 飼料の製造者、使用者などは、全国的なガイドラインがある場合には、適正農業規範 (GAP)、GMP を実施し、さらに必要に応じ、HACCP を適用する。
- ⑥ 飼料や飼料原料の検査プログラムの設計及び管理にあたっては、担当部局は自ら直接検査するか、他

の機関による検査を通じて、飼料の公的基準を満たしていることを確保する。

- ⑦ 飼料製造業者などは、プロセス管理を実施する責任を一義的に有しており、自主管理を実施することにより、飼料や飼料原料の調達、取り扱い、保管、加工、販売及び使用が安全基準に適合していることを確保する。担当部局は、業者などによるプロセス管理システム及び安全基準が飼料の公的基準を達成するのに十分か否かを確認する。

これらのほか、コーデックスの適正動物飼養規範と同様、サンプリング及び分析、表示、トレサビリティーの原則、飼料のハザードの種類が記載されている。また、飼料生産にあたってその安全性に影響する地理的及び環境要因の考慮、ゾーニング及びコンパートメンタライゼーションにあたっての危険因子としての飼料の重要性が記載されている。

### 3. わが国の状況

2004年にコーデックスの適正動物飼養規範が採択されたのをきっかけに、わが国でも農林水産省の補助事業により2005年から日本科学飼料協会がわが国の飼料の製造現場へのGMP導入に向けて検討を開始した。検討結果を踏まえ19年4月農林水産省消費・安全局長から「抗菌性資料添加物を含有する配合飼料及び飼料添加物複合製剤の製造管理及び品質管理に関するガイドライン」が通知された。現在までに50超の配合飼料工場及びプレミックス工場においてGMPに基づく管理が行われている。

注1: ゾーンとは、国際貿易を目的として必要なサーベイランス、防疫及び検疫措置がとられているある特定の疾病に関し、異なる衛生状態を有する動物のサブ集団を収容する領域の一部分。ゾーニングとは、ゾーンを設定し維持すること。

注2: コンパートメントとは、1又は2以上の施設に収容された動物のサブ集団で、共通の検疫管理システムの下にあり、国際貿易を目的として必要なサーベイランス、防疫及び検疫措置がとられているある特定の疾病に関し、異なる衛生状態を有する。コンパートメンタライゼーションとは、コンパートメントを設定し維持すること。

### 参考文献

- CAC: Code of practice on good animal feeding (CAC/RCP 54-2004). Codex Alimentarius Commission (CAC). Rome, 2004.
- OIE: Chapter 6.3. The Control of Hazards of Animal Health and Public Health Importance in Animal Feed. In: Terrestrial Animal Health Code, 18<sup>th</sup> ed. World Organisation for Animal Health (OIE). Paris, 2009.
- 農林水産省: 抗菌性資料添加物を含有する配合飼料及び飼料添加物複合製剤の製造管理及び品質管理に関するガイドラインの制定について. 農林水産省消費・安全局, 2007. ([http://www.famic.go.jp/ffis/feed/tuti/18\\_13845.html](http://www.famic.go.jp/ffis/feed/tuti/18_13845.html))